

職員の任用に関する規則及び職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 9 月 29 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 50 号

職員の任用に関する規則及び職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部を改正する規則
(職員の任用に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の任用に関する規則 (昭和 32 年岩手県人事委員会規則第 12 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第 4 (第 14 条関係) 選考により採用することができる職 1～3 [略] 4 その他の職 (1) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) による児童福祉施設、 <u>身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) による身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) による知的障害者援護施設</u> その他の社会福祉施設に置かれる職業指導員の職 (2)～(5) [略]	別表第 4 (第 14 条関係) 選考により採用することができる職 1～3 [略] 4 その他の職 (1) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) による児童福祉施設、 <u>障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設及び同法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 5 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設</u> その他の社会福祉施設に置かれる職業指導員の職 (2)～(5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の競争試験及び選考の委任に関する規則 (昭和 32 年岩手県人事委員会規則第 13 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表 (第 3 条関係) 1・2 [略] 3 その他の職 (1) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) による児童福祉施設、 <u>身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) による身体障害者更生援護施設、知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) による知的障害者援護施設</u> その他の社会福祉施設に置かれる職業指導員の職 (2) [略]	別表 (第 3 条関係) 1・2 [略] 3 その他の職 (1) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) による児童福祉施設、 <u>障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設及び同法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 5 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設</u> その他の社会福祉施設に置かれる職業指導員の職 (2) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。